

陳情第130号	受理年月日	平成27年12月9日
付託委員会	総務財政委員会	
陳情者	門司区上藤松二丁目11-1 軸丸 智裕	
件名	住民基本台帳と住所不定者の取り扱いについて	
要旨	<p>住所不定者は、現行法上は最終的に住民票の職権削除という方法がとられている。ところが、住所不定者は完全な住所不定ではなく、少なくとも日本国内に居ることだけは明白である。また、ストーカー対策などの理由から住所を転々とし、不動産を意図的に借りない者も厳密に言えば住所は日本国内に存在し、戸籍があれば日本国民である。</p> <p>地方自治体が住民税も払わない住所不定者のデータベースを管理するのは抵抗があると言われれば、それは理解できるが、国民や住民の人権を守り、国民や住民を保護する義務が行政にあることも理解してもらえないのではないだろうか。また、セキュリティ対策や雇用対策、定住化を促す面からも、住所不定者を住民基本台帳に登録することは意味を持つことである。</p> <p>日本は島国であり、高度情報化の点から見ても、容易に出入国できない点も含めて思考するべきであると思われる。例えば、ストーカーに追われ、追い詰められた者の職権削除は死刑判決に等しい処分であることを理解すべきである。そのためにも、住民基本台帳から削除しない方法を選択枠として、複数の安全策を講じるべきである。住所不定者の税金等に関しては、別途検討するべきものである。</p> <p>ついては、国に対し下記の事項についての意見書を提出していただきたい。</p>	
	記	
	1 住民基本台帳に住所不定者も登録しておくこと。	
	2 住民基本台帳への住所不定者の登録の所管を、法律により原則国に	

(続 く)

すること。

3 住民基本台帳の職権消滅は、海外への移住あるいは死亡時若しくは死亡したとみなされるときに限り認めるものとする。

4 住所不定者の租税や権利に関し、別途法令を定めるものとする。ただし、選挙権に関して考慮するものとする。